

令和 5 年度 財政的援助団体等監査計画

1 実施計画

(1) 執行方針

財政的援助団体等監査は、財政的援助等に係るものの出納その他の事務の執行が、その援助等の目的に沿い、かつ、法令等に従って、内容的にも、手続的にも、適正かつ効率的に執行されているかどうかの観点から実施する。

令和 5 年度監査の実施に当たっては、令和 4 年度の社会経済情勢を踏まえ、経営環境の変化への対応状況を注視し、以下のとおり重点項目等を定め執行する。

(2) 重点項目

ア 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体等

- ・ 財政的援助金の受入れは必要な時期に適正に行われているか。
- ・ 財政的援助金を他に流用し、若しくは不正に使用しているもの等はないか。
- ・ 計画と実施内容は相違していないか。

イ 出資している団体等

- ・ 収入及び支出の各事務は、帳簿その他証拠書類により整備され、かつ、適正に行われているか。
- ・ 基本財産はその目的に沿い最も確実かつ有利な方法により保管及び管理されているか。
- ・ 利益処分は適正に行われているか。
- ・ 事業運営は、定款、寄付行為その他の基本規程に従っているか。

ウ 公の施設の管理を行わせている団体等

- ・ 協定書等に基づき、管理運営に係る出納事務が適正に行われているか。
- ・ 仕様等で定めるところにより、管理業務が適正に行われているか。

(3) 監査団体等

対象となる 59 団体等のうち、次の 22 団体等の監査を実施する。（実施団体は別紙 2-1 のとおり。）

財政的援助等の区分	実施団体等数	(対象団体等数)
補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体等	8 団体等	(15 団体等)
出資している団体等	9 団体等	(34 団体等)
公の施設の管理を行わせている団体等	5 団体等	(10 団体等)

※ 対象団体数は、令和 4 年 4 月に実施した「令和 3 年度における財政的援助等の実施状況調査」による（令和 5 年 4 月の調査結果により追加が生じる場合があります。）。

2 監査の時期等

職員による予備監査	本 監 査
令和 5 年 9 月～12 月：22 団体等 (団体等と調整のうえ定める)	令和 5 年 11 月～令和 6 年 2 月：22 団体等 (団体等と調整のうえ定める)